

新宿区教育委員会会議録

令和5年第9回定例会

令和5年9月1日

新宿区教育委員会

令和5年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年9月1日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時32分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	委 員	星 野 洋
委 員	年 綱 和 代	委 員	鴨 川 明 子

欠席者

教育長職務代理者	山 下 浩一郎	委 員	古 笛 恵 子
----------	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
統 括 指 導 主 事	大 川 直 樹	統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝
学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子	教 育 支 援 課 長	関 本 ますみ
統 括 指 導 主 事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 主 査	林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第 1 第 3 3 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

日程第 2 第 3 4 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日程第 3 第 3 5 号議案 令和 5 年度新宿区一般会計補正予算（第 6 号）（案）に関する意見について

日程第 4 第 3 6 号議案 令和 6 年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

報 告

- 1 女神湖高原学園におけるインターネット予約導入について（教育支援課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には、山下教育長職務代理者と古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 承知しました。

◎ 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第34号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第35号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見について

◎ 第36号議案 令和6年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第2 第34号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第35号議案 令和5年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する意見について」、「日程第4 第36号議案 令和6年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第33号議案及び日程第2 第34号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第3 第35号議案について説明を受け、審議を行います。最後に、日程第4 第36号議案について説明を受け、審議を行います。ここで皆様にお諮りいたします。

第35号議案は、令和5年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第35号議案を、非公開による審議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第35号議案は非公開により審議するものとします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いをいたします。

それでは、初めに第33号議案及び第34号議案の説明を一括して、教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、初めに、「第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本議案は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）及び都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正内容といたしましては、まず第1に、休業補償について規定しております第9条におきまして、休業補償を行わない場合のうち、婦人補導院等の施設に收容されている場合を削るなどの規定の整備を行うものと、第2に、介護補償を規定しております第13条につきまして、介護補償の額を次のとおり改正するものです。第2項第1号では、現行17万1,650円を、改正後は17万2,550円～900円の増、第2号では、現行7万5,290円を、改正後は7万7,890円～2,600円の増、第3号では、現行8万5,780円を、改正後は8万6,280円～500円の増。次ページになりますが、第4号では、現行3万7,600円を3万8,900円～1,300円の増額をするものです。

なお、増額の理由といたしましては、第1号及び第3号の改正については、特別養護老人ホームの介護職員の平均基本給の上昇によるもの、第2号及び第4号の改正につきましては、最低賃金の全国加重平均額の上昇により、介護補償の額が引き上げられたことによるもので

す。

次に、附則についてです。

施行期日は、令和5年11月1日ですが、第9条の改正規定については、令和6年4月1日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、現時点において公務災害補償を受けている者がいないことから、適用日を令和5年9月1日としております。

また、改正前の条例により支給されている場合、その支給された介護補償については、改正後の条例による介護補償の内払とみなすと規定しています。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第33号議案の提案理由です。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）及び都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

それでは、続きまして、「第34号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

こちら、議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年新宿区条例第24号）の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、休業補償を行わない場合について規定しております、まず第7条につきまして、売春防止法第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合を削るなどの規定の整備を行うものでございます。

次に、附則ですが、施行期日は令和6年4月1日となります。

なお、本議案には、特記事項が付されておまして、本改正は先ほどの第33号議案が区議会において原案どおり可決されたときに成立するというものでございます。

それでは、恐れ入ります、議案文にお戻りいただきまして、第34号議案の提案理由です。

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年新宿区条例第24号）の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 説明が終わりました。これより順次、審議を行ってまいります。

まず、第33号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひをいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問などないようでございますので、討論及び質疑を終了します。

第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第33号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第34号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願ひいたします。

こちらもよろしいでしょうか

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようでございますので、第34号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第34号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より御退席をお願ひいたします。

[傍聴人退席]

○教育長 次に、第36号議案の説明を教育調整課長からお願ひします。

○教育調整課長 それでは、「第36号議案 令和6年度 新宿区立幼稚園の学級編制方針について」御説明いたします。

議案書を1枚おめくりいただきまして、学級編制方針を御覧ください。

まず、1の学級定員についてです。各幼稚園の学級定員は、3歳児が20名、4歳・5歳児がそれぞれ30名でございます。

2の学級編制についてですが、まず、3歳児の募集につきましては、募集園数は14園14学級で、募集人数は定員数と同様の20名です。

③のところでは、入園を希望する園に兄または姉がいる幼児につきましては、一般入園希望者に優先して入園ができるという規定になっております。

そして④では、募集人数を超える応募があった場合に抽選を行うことと、落選した場合の補欠登録、そしてその抹消に関することを規定しています。

⑤では、補欠登録した者の入園について、⑥は応募者が8名未満の場合の学級編制について、それぞれ規定しているものでございます。

次に、(2) 4歳児の募集についてです。

募集園数は13園13学級です。こちらは、令和5年度の募集におきまして、戸塚第二幼稚園の3歳児が8名に満たなかったため、学級が編制されなかったことに伴うものです。

②で募集人数につきましては、定員から進級児を除いた人数としております。

③では、3歳児の入園の際に補欠登録となった者については、一般入園希望者に優先して入園することができるという第一優先枠を規定しています。

裏面に移りまして、④では、兄または姉がいる場合は、その幼児を一般入園希望者に優先して入園するという第二優先枠の規定となっております。この第二優先枠のほうは、先ほど申し上げました第一優先枠の方がいる場合は、第一優先枠の次からの順番となるものです。

なお、兄弟姉妹の優先枠に納まらない申請者が1人でもいた場合には、全員について抽選し、順位を決定するといった内容となっております。

⑤については、応募者が募集人数を超える場合には、優先を受ける者を除いて抽選とすることと、補欠登録及びその抹消について規定してございます。

⑥は、補欠登録者の入園に関する規定となっております。

次に、(3) 5歳児の募集についてです。

募集園数、募集人数については、先ほどの4歳児と同様に13園13学級です。こちらは、令和4年度の募集におきまして、牛込仲之幼稚園の3歳児が8名に満たなかったため、学級が編制されなかったことに伴うものでございます。

また、③の募集人数を超えた場合の抽選及び補欠登録を行うという規定、並びに④の補欠登録の入園に関する規定につきましても、4歳児と同様となっております。

続きまして、(4)のその他です。

①では、休園中の園は募集しないこと、②では、入園承認書の発行日、確定日と呼んでおりますが、令和6年1月15日とすること、また、③では、今後学級編制方針の改正が必要と認められる状況が生じた場合は、検討を行うことを規定しております。そして、④では、進級児の考え方として、令和5年10月13日を基準日として当該園に在園して進級を希望する者とする、⑤では、進級児は募集によらず、次の学年に在園する旨を規定したものでございます。

それでは、第36号議案の提案理由です。

令和6年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、令和6年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

説明は、以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第36号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

では、私から1つよろしいでしょうか。

この間、なかなか厳しい応募の状況となっておりますが、教育委員会事務局として取り組んでいることを教えていただけますでしょうか。

○**学校運営課長** 今年度は、これまで以上に区立幼稚園のPRに努めているところでございます。具体的には、それぞれの地域で行われるお祭りのときに、学校運営課の職員が各園で行っている未就園児の会といったものの御案内のチラシをお配りするなど、そういったPR活動を行っております。

また、先週、入園の合同説明会といったものを初めて8月26日土曜日と8月29日の火曜日に2回行いまして、世帯数では33世帯、人数では44名の保護者と、一緒にお子さんにも御来場いただきまして、区立幼稚園の紹介動画をご覧いただき、その後はお一人ずつ個別相談に応じるなど、そういった会も設けさせていただきました。いらした方に対しては丁寧な御案内ができたものと認識しております。これからもこういったPR活動を通じて、より多くの保護者の方に区立幼稚園のよさ、区立小学校とどう連携しているのか、そういったところを直接伝える機会を重ねていきたいと思っております。

○**教育長** ありがとうございます。区立幼稚園のよさをPRしていただければと思います。よろしく願いします。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**教育長** 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了とします。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** 第36号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了とします。

◆ 報告1 女神湖高原学園におけるインターネット予約導入について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育支援課長 女神湖高原学園におけるインターネットの予約を導入することになりましたので、御報告をいたします。

導入の目的でございますが、空室の予約、変更、キャンセルの手続について、インターネットによる予約方法を導入しまして、24時間受付可能な体制とすることで、利用者の利便性の向上を図るものです。

対象施設ですが、中強羅区民保養所、箱根つつじ荘、それから区民健康村、グリーンヒル八ヶ岳、そして私どもの所管の女神湖高原学園、ヴィレッジ女神湖となっております。

委託事業所は、株式会社日本旅行となっております。

2枚目を見ていただきまして、受付業務の流れというところを御覧ください。

今までは、利用者から、はがきによる予約、電話予約という形で受付をしておりました。

これに加えて、インターネット予約ということで、まずは登録をしていただき、ID、パスワード等を設定していただきます。ログイン後、予約が可能となりまして、その情報については予約システムの中に情報が記録されるという形になります。こちらのシステムについて、管理者が確認するとともに、各施設でも確認できるとような仕組みになってございます。

また、コールセンターを設けまして、インターネット予約の登録の仕方ですとか、システムに関する問合せなどについても対応できるような体制で臨んでまいります。

次に、導入の開始時期ですが、令和5年10月1日から利用の登録ができるようになります。予約が受け付けられるのは10月21日からで、中強羅の区民保養所と区民健康村、こちらは1月6日の宿泊分から受付が可能、女神湖高原学園は12月21日の宿泊分から受付が可能となります。

周知方法につきましては、広報新宿や区ホームページ、各施設のホームページ、チラシやSNS等を活用し、周知を図ってまいります。

その他としまして、こちらに係る諸手続や事業者との調整などは、保養所施設の予約受付業務の主管課であります生涯学習スポーツ課のほうでさせていただくことになっております。

少しでも利便性が向上するように、ということでの導入でございます。

以上、御報告でございました。

○教育長 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いをいた

します。

[発言する者なし]

○教育長 区民の利便性が進みますように、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑は終了です。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に、報告 2 のその他ですが、事務局から報告事項はありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 2時32分閉会